

測量・建設コンサルタント等業務委託入札参加資格者の方へ

大阪市

測量・建設コンサルタント等業務委託における受注可能本数制限の
取扱いについて

標題について、令和7年6月1日から令和8年5月31日までに開札を行う入札案件について、下記のとおり取扱います。

記

1 対象期間（開札日が属する期間）

令和7年6月1日から令和8年5月31日まで

2 対象とする業務委託

契約管財局で事後審査型制限付一般競争入札により以下の登録種目で発注する業務委託のうち税込みの予定価格が200万円を超える案件

i) 登録種目 100 測量 で公告する業務委託

ただし、次の（1）～（9）に該当する業務委託を除く。

- （1）車載写真レーザ測量による地形図作成
- （2）地上レーザ測量による地形図作成
- （3）道路台帳補正
- （4）公園台帳補正
- （5）無人航空機を用いた国指定史跡の測量
- （6）官民境界等先行調査測量
- （7）渡海（河）水準測量
- （8）デジタル空中写真測量
- （9）デジタル地形図修正に関する公共測量

ii) 登録種目 200 地質調査 で公告する業務委託

ただし、次の（1）～（3）に該当する業務委託を除く。

(1)レーダー探査・地中埋設物調査

(2)土質調査

(3)底質調査

※案件の特性や前年度又は前々年度の類似案件の入札結果等により、20 者以上の応札者が見込めないと本市が判断した案件については、本規定に関わらず、受注可能本数制限の対象から除外し、その旨を公告文に明示する。

3 受注可能本数

- ・本店業者 3 本
- ・支店業者及び市外業者 1 本

4 成績等による受注可能本数の加算又は減算

本店業者について、令和7年6月1日時点において大阪市優良成績認定要綱による優良成績認定（以下「認定」という。）を登録種目が100 測量又は200 地質調査である業務委託を対象として受けている場合は、認定を受けた種目の受注可能本数に1本を加える。なお、該当する認定の件数に関わらず加える本数は1本限りとする。

本店業者、支店業者又は市外業者について、令和6年度に履行を完了した本市発注の業務委託（登録種目100 測量又は200 地質調査に限る。）において、評定点が60点未満の成績があった場合は、該当する種目の受注可能本数から1本を減ずる。なお、該当する業務委託の件数に関わらず減ずる本数は1本限りとする。

5 受注可能本数に達した場合の取扱い

- (1) 受注可能本数については、落札候補者となった時点で受注可能本数に含むものとし、受注可能本数が残り1本の者が落札候補者となった時点で、受注可能本数に達したものとする。ただし、当該案件における落札候補者の入札が無効または落札者とししない決定がされた時点で、受注可能本数に含まないものとする。
- (2) 複数案件において同時に落札候補者となった場合については、開札日の早い案件から受注可能本数に含むものとする。なお、開札日が同一の場合は、業務番号が小さい番号の案件順とし、対象とした案件が再度入札となった場合には、再度開札日を開札日とする。
- (3) 業務番号は、対象とする案件に連続して付するものとし、公告文に明示する。
- (4) 落札候補者が既に受注可能本数に達した者又はみなされた者である場合は、入札参加資格を有しない者として、当該落札候補者の入札を無効とする。
- (5) 落札候補者が、前号により無効となった場合、次のとおり取り扱う。

ア それぞれの時点において審査順位が落札候補者の次順位の者を新たに落札候補者とする。

イ 落札候補者について、入札参加資格審査資料の提出は要しない。また、落札候補者に大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置は行わない。

6 その他

上記に定めるほか「契約管財局発注測量・建設コンサルタント等業務委託に係る受注可能本数の制限要領」の規定による。